

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都千代田区永田町二丁目4番3号永田町ビル9階

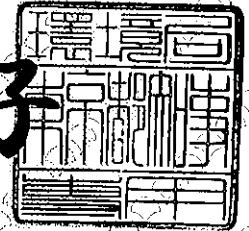
氏名 株式会社東京クリアセンター
代表取締役 熊木 浩



産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成24年 6月29日

許可の有効年月日 平成31年 6月28日

1 事業の範囲

(1) 収集運搬(積替え保管を含む。)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (以上14種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (限定条件は裏面のとおり) (以上5種類)

2 積替え保管施設(詳細は裏面参照)

施設所在地: 東京都足立区入谷七丁目12番12号、12番22号

3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として5時から17時までとすること。
- (2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行い、他人がこれを行ってはならない。
- (3) 「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成24年 6月29日	新規許可	
平成24年 6月29日	更新許可	第4回
平成25年 6月24日	変更許可	限定解除(廃油)
平成30年 4月25日	変更届	積替え保管できる種類及び保管量の変更
平成31年 2月26日	変更届	積替え保管施設所在地表記の変更

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

本証明書写しは情報公開用の物であり、その他の目的による利用は禁じる。

(裏面あり)

株式会社東京クリアセンター

認定番号: 4-17-B0004

産廃エキスパート



東京都

2. 積替え保管施設

施設所在地：東京都足立区入谷七丁目12番12号、12番22号

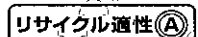
積替え保管面積：4,057.05㎡ 最大保管高さ：3.3m

産業廃棄物の種類	保管量
燃え殻、汚泥（廃トナーに限る。）	かご付台車4台 : 5.12㎡
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（特定家庭用機器再商品化法対象物、フロン回収破壊法対象物に限る。）	かご付台車 又は直置き : 16.5㎡
廃プラスチック類、金属くず（廃バッテリーに限る。）	パレット2枚 : 1.44㎡
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	パレット5枚 : 12.9㎡
汚泥、金属くず（廃乾電池に限る。）	パレット2枚 又はドラム缶6個 : 2.30㎡
汚泥、金属くず（小型充電式電池、ボタン電池に限る。）	プラ容器1個 : 0.07㎡
	保管量合計 : 38.33㎡

(以下余白)

本証明書写しは情報公開用の物であり、その他の目的による利用は禁じる。

株式会社東京クリアセンター



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできません。